

被災者コミュニティ自立促進事業業務委託仕様書

1 被災者コミュニティ自立促進事業業務委託の概要

受注者は、次の事項について十分に理解・確認の上、本業務を遂行することとし、常に発注者と十分な協議をするものとする。

(1) 委託事業期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

(2) 事業実施場所

会津若松市中心市街地区域における商店街等

(3) 事業目的

震災から5年が経過し、会津地域に定住される避難者も多い中、まちなかにおける交流の場づくりにより、地元住民との交流を通じた文化継承や生きがいがづくり、情報やネットワークを活かした創業支援を行うことで、被災された方々とのコミュニティ形成と就業・創業による自立を促すとともに、まちなかの活性化を図る。

(4) 主な業務内容

① 就業・創業支援

就業・創業の相談に対し、商店街や商工会議所等の関係機関との橋渡しや情報提供により支援を行う。

② コミュニティ拠点の企画運営

被災者の方々と地元住民とともに空き店舗を活用した拠点施設づくりや交流イベント等の企画運営・ボランティア活動の紹介を行う。

③ 空き店舗等の調査

まちなかにおける空き店舗や商店街に不足する業種等の調査を行い、創業支援やコミュニティ拠点づくりとして活用する。

(5) 新規雇用者に係る人材育成方針

① 新規雇用者が地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための「人材育成計画」を策定し、これに基づき人材育成を行うこと。

② 人材育成計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえた内容とすること。

創業に関する知識習得、商店街等における現状やニーズの把握、各種団体との調整機能・人的ネットワークの構築、イベント企画・運営の習得

(6) 雇用について

① 福島県被災求職者を対象とし、新規雇用2名とする。

新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込み又は文書による募集、直接募集等、募集の公開を図るものとする。

※福島県被災求職者の定義

ア)福島県に所在する事業所に雇用されていた者。

イ)福島県に居住していた者。

のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者。

- ② 雇用形態は、期限の定めのある雇用又は常用勤務であること。
- ③ 新規雇用者の選考の際には、雇用保険受給資格者証、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求め、本人が失業者であることの確認を行うこと。
- ④ 委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、原子力災害対応雇用支援事業実施要領その他関係法令を遵守すること。
- ⑤ 受注者は業務に携わる雇用者の管理責任を負う。

2 委託費の内訳

経費総額のうち新規雇用者に向けられる人件費（賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分及びこれらに係る消費税）の割合が2分の1以上であること。

- (1) 委託費は8,976,495円以内とする。
- (2) 次の事項が委託費に含まれるものとする。
 - ①人件費
賃金、社会保険料、年金保険料、雇用保険、通勤手当等
 - ②事業費
旅費、教材費、施設借上料、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、借料、雑役務費、燃料費等
- (3) 委託費の額を超えた経費については、受注者の負担とする。
- (4) 事業費の考え方

①人件費

○事務職：(新規2名)

雇用期間：平成28年6月1日～平成29年3月31日（10ヶ月）

②委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

③財産の取得制限

原則的に、備品等の購入は行わず、レンタルやリース等による対応とする。レンタル、リース等を行うことができない、かつ他の物品等の代用ができない備品については、やむを得ず備品の取得を認めるが、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の財産の取得は認められない。

④その他

土地又は建物を取得するための経費や事業との関連性が認められない経費は対象外とする。

3 成果品

(1) 実績が確認できる書類

- ①実施内容や事業推進にかかる事業実績報告書（書面と電子データ）
- ②本業務で雇用した者に係る従事者名簿、賃金台帳、労働契約書など新たに雇用された人数、住所、年齢、連絡先、雇用期間が確認できる書類の写し
- ③事業経費明細書（収支決算書等）
- ④勤務実態を確認するための帳票類

(2) 中間報告

必要に応じ、事業の状況を確認できる書類（実績報告書に準ずる書類）を提出すること。

4 財産権の取扱い

受注者の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として発注者に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、発注者に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、発注者に報告すること。
- (2) 発注者が公共の利益のために要請する場合、発注者に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、発注者の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。